

議案第16号

向日市介護保険条例の一部改正について

向日市介護保険条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

向日市長 安田 守

条例第 号

向日市介護保険条例の一部を改正する条例

向日市介護保険条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>（保険料率）</p> <p>第2条 <u>令和3年度</u> から<u>令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第130条に規定する賦課期日をいう。以下同じ。）における次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>34,926円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>45,404円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>48,897円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>62,867円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>69,852円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>80,330円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、当</p>	<p>（保険料率）</p> <p>第2条 <u>平成30年度</u>から<u>令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第130条に規定する賦課期日をいう。以下同じ。）における次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>32,826円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>42,674円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>45,957円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>59,087円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>65,652円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>75,500円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項_____又は第36条の規定の適用がある場合には、当</p>

該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下()と同じ。)が1,250,001円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 略

(7) 次のいずれかに該当する者

87,315円

ア及びイ 略

(8) 次のいずれかに該当する者

108,271円

ア及びイ 略

(9) 次のいずれかに該当する者

125,734円

ア及びイ 略

(10) 次のいずれかに該当する者

150,182円

ア及びイ 略

(11) 次のいずれかに該当する者

174,630円

ア及びイ 略

(12) 前各号のいずれにも該当しない者

199,079円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,956円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「20,956円」とあるのは、「34,926円」と読み替えるものとする。

4 略
附 則

該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額 _____ とする。以下この項において同じ。)が1,250,001円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 略

(7) 次のいずれかに該当する者

82,065円

ア及びイ 略

(8) 次のいずれかに該当する者

101,761円

ア及びイ 略

(9) 次のいずれかに該当する者

118,174円

ア及びイ 略

(10) 次のいずれかに該当する者

141,152円

ア及びイ 略

(11) 次のいずれかに該当する者

164,130円

ア及びイ 略

(12) 前各号のいずれにも該当しない者

187,109円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度 _____ における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,696円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度 _____ における保険料率について準用する。この場合において、前項中「19,696円」とあるのは、「32,826円」と読み替えるものとする。

4 略
附 則

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)

第3条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第9条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。次号において同じ。))により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 略

2 略

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第4条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第2条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第1

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)

第3条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第9条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。))

_____により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 略

2 略

0号ア、第11号ア及び第12号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第3条第1項第1号の改正は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の向日市介護保険条例第2条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。